琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係　一般重要案件(3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795

イオウ島二五周年

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

526

総番号(TA) 31170　　主管
69年7月18日22時10分　米国　発
69年7月19日11時19分　本省　着　米北1

外務大臣殿　下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

イオウ島25しゆう年

第2251号　略　至急

貴電米北1第1408号に関し、

1、16日館員をしてアーリー氏に対し、冒頭貴電の諸点を伝達せしめたところ、同人の反応ぶり次の通り。

(1) 冒頭貴電2、については、アは早期に技術的な問題を承知し得たことは航空機チャーター申し込みの時期が迫まつていたこともあり極めて有益であると述べ日本側の情報提供を大いに多とし、これをもとに航空会社との話合いをつめることとしたい旨述べた趣。(沿がん警備隊しゆくしやの件も訂正せしめおいた。)

(2) 冒頭貴電3、の点については、同人はかかるこう便がない場合には財政上の問題もあるので、もう一度考え直してみたいと述べ、多少リラクタントな口ふんであつた趣。なお当方より東京ーイオウ島間には自衛隊連絡便があることを再度念のため伝えしめておいた。

(3) 冒頭貴電4、の点については、アは往電第2175

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

号1、(3)の旨をくり返し述べた後、米側としては本件計画を明年2月19日に開催したく、6月末のコンヴェンションにおいても右につきコンセンサスを得ている次第であり、右期日を変更することは出来ないと述べた趣。よつて当方より、同日を回避してほしいとの日本側の考えを考慮願がえなかつたことは遺かんであり、同日に本件計画を日米合同で行なうことには日本側関係者としてはとうてい同意出来ないであろうし、また米側単独でこれを行なうとすれば、米海兵隊が日本の領土を占領したことを記念しているとのパブリシテイーが与えられないとも限らず、本件計画がせつかく日米友好関係の促進を目途として考案されたにもかかわらず、逆効果となつてしまうではないかとる説明したところ、先方は本件計画を2月19日に行いたいと日本側関係者を打しんした時には極く1部の人を除いては右に何等の反対を述べた者はなく、同日を回避してほしいとの日本側の主張は理解にくるしむと述べた後、同日ここだわる理由として、5月28日付アーリー氏発ホリエ元少将あて書簡と同趣旨のことを述べ、何とか右の実現に努力してもらえないかと要請した趣である。

2、以上の話合いにおいて、アーリー氏は、航空機チャーターの技術的問題については日本側提供の資料に基ずき再検討を要することはよく理解した様に思えるが、日本側参

— 2 —

外務省

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

加者及び開催期日については変更する気持はほとんどなく。なお時間をかけて説得に努めるとしても。先方としては。本件計画がもともとは米側の発案にもかかわらず。日本側の言い分により予定通りの実現は困難となろうとの印象を深めるべく。オキナワ問題をひかえて米海兵隊関係者にかかる印象をいだかしめざるよう配慮してゆくとすれば。最悪の場合には米側の計画に日本人有しが参加するという形になることもやむを得ないとも考えられる。

（了）

外務省